10　公認心理師を１人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（注９の心理担当職員配置加算を算定している福祉型障害児入所施設に限る。）において、指定入所支援を行った場合に、１日につき10単位を所定単位数に加算する。

11　指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ・ロ　（略）

12　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ　主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

⑴	入所定員が10人以下の場合	145単位
⑵	入所定員が11人以上20人以下の場合	96単位
⑶	入所定員が21人以上30人以下の場合	58単位
⑷	入所定員が31人以上40人以下の場合	41単位
⑸	入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
⑹	入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
⑺	入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
⑻	入所定員が71人以上80人以下の場合	19単位
⑼	入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位
⑽	入所定員が91人以上100人以下の場合	15単位
⑾	入所定員が101人以上110人以下の場合	14単位
⑿	入所定員が111人以上120人以下の場合	13単位
⒀	入所定員が121人以上130人以下の場合	12単位
⒁	入所定員が131人以上140人以下の場合	11単位
⒂	入所定員が141人以上160人以下の場合	10単位
⒃	入所定員が161人以上170人以下の場合	９単位
⒄	入所定員が171人以上190人以下の場合	８単位
⒅	入所定員が191人以上の場合	７単位

ロ　主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合

⑴	入所定員が40人以下の場合	36単位
⑵	入所定員が41人以上50人以下の場合	32単位
⑶	入所定員が51人以上60人以下の場合	26単位
⑷	入所定員が61人以上70人以下の場合	22単位
⑸	入所定員が71人以上の場合	19単位

ハ　主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合

⑴	入所定員が５人以上10人以下の場合	145単位
⑵	入所定員が11人以上20人以下の場合	96単位
⑶	入所定員が21人以上30人以下の場合	58単位

（新設）

10　指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護師を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ・ロ　（略）

（新設）